
県立さきたま史跡の博物館 会計年度任用職員（学芸員）募集要項

次のとおり、会計年度任用職員（学芸員資格あり）を募集します。

会計年度任用職員について

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

◇ 職務内容

- (1) 博物館における学芸業務全般
- (2) パソコン等による文書作成、データ集計・入力業務
- (3) 来客者対応・問合せ対応（電話・メール等）

◇ 応募資格等

博物館法に基づく学芸員資格を有する人

ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項（下記参照）に該当する人及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 埼玉県職員において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◇ 求める人材

博物館における学芸業務のほか、以下の業務ができる方

- (1) Word による文書作成、Excel によるデータ入力・集計、電子メールの確認・送信など、パソコンを用いた作業ができる方
- (2) 電話応対や来客対応が適切にできる方
- (3) コミュニケーション能力に優れ、誠実で協調性のある方

◇ 採用予定人数

1名

◇ 勤務場所

埼玉県立さきたま史跡の博物館〈埼玉県行田市埼玉4834番地〉

◇ 採用予定期間

令和8年4月下旬から令和9年3月31日（水）まで

ただし、変則勤務により土曜日、日曜日、祝日の勤務がありますので、勤務割振り時間は採用予定者と協議して決定します。

◇ 勤務日数・勤務時間

週2日（1日 5時間）

勤務時間は9時00分～15時00分（正午から13時00分を除く）

※ 勤務日・勤務時間の割振りは相談のうえ、決定します。ただし、土日、祝日に勤務をお願いする場合があります。

◇ 週休日及び休日等

休日：原則勤務の割振りがない日、及び年末年始（12月29日～1月3日）

休暇：年次休暇3日（その他の休暇等は県の規定によります）

◇ 報酬

月額：57,200円～67,800円

※ 報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※ 報酬額は令和8年4月1日時点の想定です。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

◇ 手当

県の規定に基づき、期末勤勉手当（ボーナス）、通勤手当を支給します。

ただし、通勤手当は、通勤距離が片道2km未満の場合は支給されません。

◇ 社会保険

労災保険（加入条件を満たす場合に限りです）

◇ 応募方法

希望者は、令和8年3月26日（木）（必着）までに本要項に添付してある履歴書に必要事項を記入のうえ提出してください。

ただし、応募状況により、事前に締め切ることがありますので、応募の際は問合せ先にお尋ねください。

履歴書：最近3か月以内に撮影した写真を貼付すること

メールアドレス明記のこと

電話は必ず連絡が取れる番号を記載すること。

郵送でも可（その際は書留郵便とする）。

※ 履歴書は採用に関するもののみに使用し、返却はいたしません。

◇ 選考方法

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。 ※応募書類の返却はいたしません。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立さきたま史跡の博物館内で令和8年4月3日(金)か4月4日(土)のいずれかの日に実施することを予定しております。詳細な日時は令和8年4月1日(水)までに連絡します。

(3) 最終合格

令和8年4月7日(火)以降に、第二次審査の応募者全員に連絡します。

【書類送付先・問合せ先】

埼玉県立さきたま史跡の博物館 総務・公園管理担当

〒361-0025 埼玉県行田市埼玉4834

電話 048-559-1111

Fax 048-559-1112

mail k591111@pref.saitama.lg.jp